

総務大臣
村上誠一郎 殿

統計委員会委員長
椿 広 計

諮問第198号の答申
令和4年就業構造基本調査及び令和5年住宅・土地統計調査
に係る匿名データの作成について

本委員会は、諮問第198号による令和4年就業構造基本調査及び令和5年住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 計画の適否

諮問第198号「令和4年就業構造基本調査及び令和5年住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」（以下「本計画」という。）は、総務省統計研究研修所における検証結果を踏まえて審議した結果、調査回答者の匿名性及び学術研究や高等教育における有用性が確保されるものと認められることから、本計画でこれらの匿名データを作成することは、適当である。

2 理由等

（1）本計画の概要

就業構造基本調査については、5年おきに実施され、平成4年から平成29年までの調査の匿名データが作成されている。また、住宅・土地統計調査についても、5年おきに実施され、平成5年から平成30年までの調査の匿名データが作成されている。

本計画では、新たに令和4年就業構造基本調査及び令和5年住宅・土地統計調査の匿名データを作成し、前者は令和8年度前半から、後者は令和8年度後半から、それぞれ提供する予定としている。本計画に係る統計調査の調査事項の変更等の概要は、以下のとおりである。

ア 令和4年就業構造基本調査に関する変更内容

本計画の匿名データの元となる令和4年就業構造基本調査の調査事項について、前回調査（平成29年調査）からの主な変更内容は、表1のとおりである。

表1 令和4年就業構造基本調査の調査事項の主な変更内容

調査事項	変更内容
この仕事の1週間の就業時間（おもな仕事）	数時間ごとの12区分の選択式から1時間単位の自由記述式に変更
1週間の就業時間（副業）	新規の調査事項

イ 令和5年住宅・土地統計調査に関する変更内容

本計画の匿名データの元となる令和5年住宅・土地統計調査の調査事項について、前回調査（平成30年調査）からの主な変更内容は、表2のとおりである。

表2 令和5年住宅・土地統計調査の調査事項の主な変更内容

項目	変更内容（新規調査事項）	
・住宅に居住する世帯 ・住宅以外の建物（高齢者居住施設、会社の寮、学校の寮など）に居住する世帯	同居世帯の世帯人員の合計	
	うち65歳以上の世帯人員	
	同居世帯の世帯数	
	居住室	うち同居世帯が使用する室数の合計
		うち同居世帯が使用する居住室の畳数

（2）各調査事項の匿名化处理

本計画は、「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」（平成27年9月17日統計委員会決定）の「匿名データの作成に係る匿名化处理基準」の匿名化处理が令和4年就業構造基本調査及び令和5年住宅・土地統計調査の各調査事項に対応することが統計研究研修所において検証されており、作成される匿名データの匿名性及び有用性が確保されることから、適当である。